

大阪市規則第51号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(運賃等相当額の算出基準)</p> <p>第5条 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額）とする。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号に掲げる交通機関等については、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、<u>条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員</u>で1箇月当たりの通勤所要回数<small>の少ないもの</small>について、この額が次号に定めるところに準じて算出した当該利用区間に係る運賃等の額に当該支給単位</p>	<p>(運賃等相当額の算出基準)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>(1) 第3条第1項第1号に掲げる交通機関等については、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、<u>交替制勤務に従事する職員等</u>で1箇月当たりの通勤所要回数<small>の少ないもの</small>について、この額が次号に定めるところに準じて算出した当該利用区間に係る運賃等の額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。</p>

期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。

[(2)・(3) 略]

(自転車等の使用に係る手当額)

第9条 条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額）とする。ただし、条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。

[(1)・(2) 略]

2 第2条第2号に掲げる職員のうち身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で総務局長が定めるものに限る。）についての条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、2,700円を加算した額（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるとき

[(2)・(3) 同左]

(自転車等の使用に係る手当額)

第9条 条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額）とする。

[(1)・(2) 同左]

2 第2条第2号に掲げる職員のうち身体障害のため歩行することが著しく困難な職員（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で総務局長が定めるものに限る。）についての条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に、2,700円を加算した額（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるとき

は、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額) とする。
ただし、条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。

は、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額) とする。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。